



消費者庁イラスト集より

見知らぬ事業者から、「天皇陛下の退位に伴い年号が変わる。記念に平成の写真集を買わないか。」と電話で勧誘された。「いらない。」と断ったのに数日後、写真集と請求書が送られてきた。どうすればよいか。

## 天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意！



### ここが重要 べニ！！

●天皇陛下の退位に便乗して、写真集、掛け軸などの購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って執ように勧誘された強引なケースもあります。

- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 電話勧誘販売や訪問販売で契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフ（無条件解約）を行うことができます。
- 事例の他にも、ラグビーワールドカップや東京オリンピックの入場券や記念グッズなどを高額な金額で売ろうとする便乗商法も予想されます。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合など困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

**山形市消費生活センター**

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 9:00～17:00

相談電話 **647-2211**

いやや  
又は 消費者ホットライン **188**